

Zoff

INTERMESTIC INC.

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

ザ スtringス 表参道
1階 グランドセントラル
東京都港区北青山三丁目6番8号

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株式会社インターメスティック

証券コード：262A

証券コード262A
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目6番1号
株式会社インターメスティック
代表取締役社長 上野 博史

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第33回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.zoff.com/ir/stock-docs/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所
ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席できない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	東京都港区北青山三丁目6番8号 ザ スtrings表参道 1階グランドセントラル

- 報告事項
1. 第33期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

3. 目的事項

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付する書面（交付書面）には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」及び「7. 会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (4) 議決権の代理行使の制限等について
上記会場へのご入場は、株主の方のみとなります。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合は、会場受付に「ご本人の議決権行使書用紙」とともに、「代理権を証明できる書面」のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

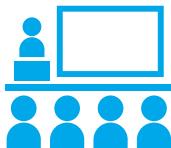
以上

◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。予めご了承ください。

◎「株主総会決議ご通知」の発送は行っておりません。本株主総会の結果は、前記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時30分)

株主総会にご出席されない場合

■インターネット等による議決権行使



インターネットにより議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議決権を行使ください。

お手続きの詳細につきましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限 2026年3月25日(水曜日) 午後7時まで

■書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月25日(水曜日) 午後7時到着分まで

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使が可能です。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力 「ログイン」をクリック

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトについて

- (1) 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱を休止します。
- (2) インターネットご利用環境、ご加入のサービス及びご使用の機種によっては、ご利用できない場合があります。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- (4) ご不明な点等がございましたら下記へお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

事前質問の受付について

本株主総会の目的事項に関するご質問を、以下の事前質問受付フォームよりお受けいたします。

1. 受付期間 2026年3月23日（月）午後7時まで
2. 受付方法 下記ウェブサイトへアクセスいただき、入力フォームより質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。

事前質問受付フォームの掲載先

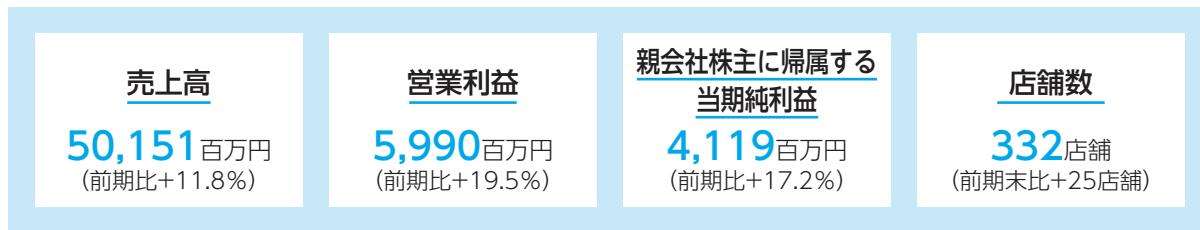
<https://www.zoff.com/ir/stock-docs/>

3. その他留意事項

- ・ご質問は、本株主総会に上程します報告事項、決議事項に関する内容及び当社の事業全般に関する内容についてお受けいたします。
- ・株主様ご本人以外の方からのご質問はお受けいたしかねます。
- ・いただきましたご質問のうち株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、総会当日の質疑応答の際又は後日、当社ウェブサイト上にてご回答させていただく予定です。
- ・いただきましたご質問全てに必ず回答することをお約束するものではありません。
また、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

業績ハイライト

第33期（2025年12月期）実績

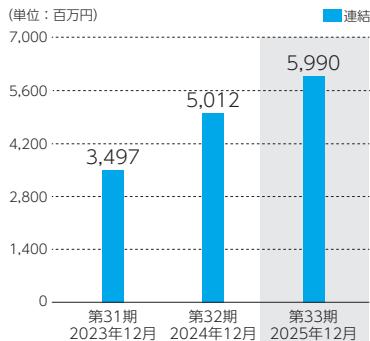


業績推移

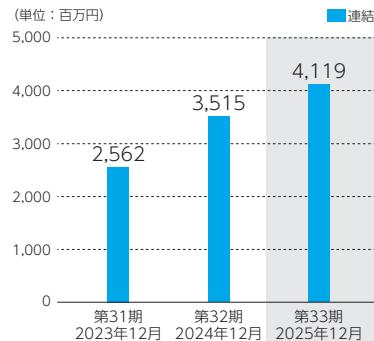
■ 売上高



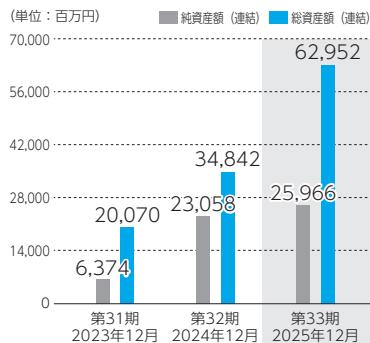
■ 営業利益



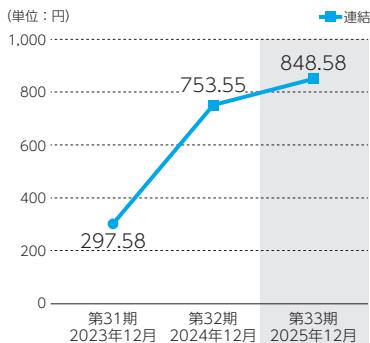
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



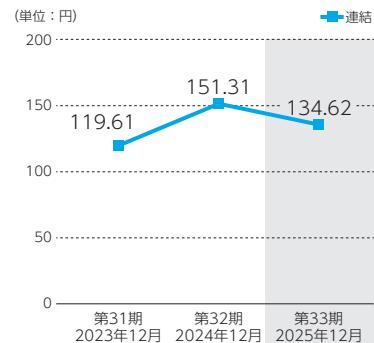
■ 純資産額／総資産額



■ 1株当たり純資産額



■ 1株当たり当期純利益



当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけ、経営基盤の強化並びに堅固な財務体質の構築を目指しており、剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の期末配当につきましては、当期の業績や配当性向、経営環境等を総合的に勘案した結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金44円00銭

総額 金1,346,400,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
① 取締役会	① 取締役会
② 監査役	② 監査等委員会
③ 監査役会	(削除)
④ 会計監査人	③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は10名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>3. 補欠で就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及び結果その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則) 第37条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。</p>
<p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算 第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算 第35条～第37条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
1	うえの ひろし 上野 博史 再任	代表取締役社長	21回／21回 (100%)
2	うえの てるひろ 上野 照博 再任	取締役会長	21回／21回 (100%)
3	はせがわ ひとし 長谷川 仁 再任 社外 独立	社外取締役	21回／21回 (100%)

再任 = 再任取締役候補者 **社外** = 社外取締役候補者 **独立** = 独立役員候補者

候補者番号 1

うえ の ひろ し
上 野 博 史

再任 男性

生年月日

(1973年12月30日)

所有する当社株式数 3,279,900株

取締役在任期間 24年11カ月
(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年7月 有限会社ルイ・ボストン (現 株式会社ルイ・ボストン) 取締役 (現任)
2000年8月 株式会社ピクト入社
2001年2月 株式会社電通テック (現 株式会社電通プロモーション) 入社
2001年4月 当社取締役
2009年1月 株式会社ゾフ取締役
2012年3月 当社専務取締役
2014年10月 佐芙(上海)商貿有限公司董事長
2016年10月 ZOFF | SINGAPORE PTE.LTD. Director
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director
2020年11月 当社代表取締役社長 (現任)
株式会社ゾフ代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

現在、当社及び株式会社ゾフの業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。企業経営及び当社グループの事業全般における豊富な実務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

うえ の てる ひろ
上 野 照 博

再任 男性

生年月日

(1940年12月25日)

所有する当社株式数 500,000株

取締役在任期間 24年11カ月
(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1963年4月 ニシキ株式会社入社
1968年4月 上野衣料株式会社入社
1989年2月 株式会社ポロクラブジャパン代表取締役
1993年3月 株式会社ガリレオクラブ (現 株式会社ゾフ) 代表取締役
1993年5月 当社監査役
2001年4月 当社代表取締役社長
2012年3月 当社代表取締役会長
2012年10月 株式会社ルイ・ボストン代表取締役 (現任)
2014年10月 株式会社ゾフ代表取締役会長
2017年6月 株式会社オンザヒル取締役
2020年3月 当社取締役会長 (現任)
2022年3月 株式会社ゾフ取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社の創業者として、長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営の舵取りを行い現在の当社グループを成長させてきた高い実績を有しております。強いリーダーシップと企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

は せ がわ ひとし
長谷川 仁

再任

男性

社外

独立

生年月日

(1960年7月1日)

所有する当社株式数

0株

取締役在任期間

3年8カ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

21回 / 21回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社CBS・ソニーグループ入社
2015年4月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ代表取締役
2021年4月 同社取締役
2021年7月 同社シニアアドバイザー（現任）
株式会社TBSテレビアドバイザー（現任）
2022年7月 当社社外取締役（現任）
2023年3月 株式会社ソフ取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたりエンターテインメント業界で要職を務め、経営全般の知見及び国内外のライセンス事業における幅広い見識・経験を有しております。取締役会においても、経営全般やコンテンツビジネスに係る専門的見地からの積極的な意見・提言をいただいていることから、当社の商品価値の強化及び企業価値の向上に寄与していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川仁氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、長谷川仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、長谷川仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外取締役がその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、長谷川仁氏の選任が承認された場合、当社は長谷川仁氏との間で新たに上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認された場合、全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
1	えん どう かず ひろ 遠藤 和宏 新任 社外 独立	社外取締役	21回／21回 (100%)
2	あ べ え み ま 阿部 絵美麻 新任 社外 独立	社外監査役	21回／21回 (100%)
3	くり はら あきら 栗原 章 新任 社外 独立	社外監査役	21回／21回 (100%)

新任 = 新任取締役候補者 社外 = 社外取締役候補者 独立 = 独立役員候補者

候補者番号 1

えん どう かず ひろ
遠 藤 和 宏

新任 男性

社外 独立

生年月日

(1970年5月7日)

所有する当社株式数

0株

取締役在任期間

4年

(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

21回/21回 (100%)

候補者番号 2

あ べ え み ま
阿 部 絵美麻

新任 女性

社外 独立

生年月日

(1979年12月31日)

所有する当社株式数

0株

取締役在任期間

0年

(本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

21回/21回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 兼松株式会社入社
 2008年12月 弁護士登録 樋口法律事務所入所
 2012年2月 遠和総合法律事務所設立 (代表弁護士)
 2017年1月 公智法律事務所設立 (代表パートナー弁護士) (現任)
 2018年1月 株式会社ノース・リバー 監査役 (現任)
 2018年4月 株式会社キンライサー 監査役
 2022年2月 株式会社ジャパン・カレント 監査役 (現 Alexe株式会社) (現任)
 2022年3月 当社社外取締役 (現任)
 2022年10月 藤田医科大学客員教授 (現任)
 2022年11月 株式会社Art Republic 監査役 (現任)
 2023年4月 エンジン01文化戦略会議 監査役 (現任)
 2024年3月 株式会社秋元康事務所 監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として複数の企業での監査役を歴任しており、経営全般や企業法務・ガバナンスに関する豊富な経験や知見を有しております。取締役会においても、経営全般や法務の専門的見地から積極的な意見・提言をいただいていることから、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に寄与していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年4月 ビーコンコミュニケーションズ株式会社入社
 2013年12月 弁護士登録
 2014年1月 株式会社ブックスキャン入社
 2015年11月 株式会社コロプラ入社
 2016年8月 マックス総合法律事務所(現 宮益坂ざ・ファーム法律会計事務所)入所 (現任)
 2018年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 (現任)
 2021年6月 e-Janネットワークス株式会社社外取締役 (現任)
 2022年3月 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社社外取締役 (現任)
 2023年6月 ライフネット生命保険株式会社社外取締役(監査等委員) (現任)
 2024年3月 当社社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

これまで複数の会社で社外取締役及び上場会社での社外取締役 (監査等委員) としての経験を有しているとともに、弁護士としての経験、法律・ガバナンスに関する高い専門性を有していることから、当該知見を活かして当社の監査等委員である取締役業務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

くり はら あきら
栗 原 章

新任 男性

社外 独立

生年月日

(1972年2月21日)

所有する当社株式数

0株

取締役在任期間

0年

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

21回/21回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年8月 立野経営会計事務所入所
1996年3月 山田淳一郎税理士事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所
1998年6月 公認会計士登録
2002年9月 優成監査法人 (現 太陽有限責任監査法人) 社員
2004年12月 栗原公認会計士事務所設立 代表 (現任)
2005年9月 有限会社K2コンサルティング代表取締役 (現任)
2009年2月 税理士登録
2015年4月 株式会社バリュールゴルフ監査役 (現任)
2019年8月 ベース株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2021年5月 株式会社スキマデパート取締役
2022年3月 当社社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験を有していることに加え、複数の上場会社での取締役及び監査役としての経験を有していることから、当該知見を活かして当社の監査等委員である取締役業務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤和宏氏、阿部絵美麻氏及び栗原章氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、遠藤和宏氏、阿部絵美麻氏及び栗原章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、遠藤和宏氏、阿部絵美麻氏及び栗原章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は遠藤和宏氏、阿部絵美麻氏及び栗原章氏との間で新たに上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認された場合、全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
は せ がわ ひとし 長谷川 仁 社外 独立	社外取締役	21回/21回 (100%)

社外 = 社外取締役候補者 独立 = 独立役員候補者

は せ がわ ひとし 長谷川 仁 男性 社外 独立	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
生年月日 (1960年7月1日)	1985年4月 株式会社CBS・ソニーグループ入社
所有する当社株式数 0株	2015年4月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ代表取締役
取締役在任期間 3年8カ月 (本株主総会最終時)	2021年4月 同社取締役
取締役会への出席状況 21回/21回 (100%)	2021年7月 同社シニアアドバイザー (現任)
	株式会社TBSテレビ アドバイザー (現任)
	2022年7月 当社社外取締役 (現任)
	2023年3月 株式会社ゾフ取締役 (現任)
	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
	長年にわたりエンターテインメント業界で要職を務め、経営全般の知見及び国内外のライセンス事業における幅広い見識・経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見をいただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 長谷川仁氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川仁氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、長谷川仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。長谷川仁氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き長谷川仁氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、長谷川仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、長谷川仁氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は長谷川仁氏との間で新たに上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。長谷川仁氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり可決された場合、長谷川仁氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、本議案が原案どおり承認可決され、かつ、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、長谷川仁氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任することとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2004年3月26日開催の第11回定時株主総会において年額8億円以内にご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」へ、対象者を「監査役」としている部分は、「監査等委員である取締役」へ変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するものであること、公正・透明性を確保するため社長及び独立社外取締役を構成員とする指名報酬委員会の答申を経てのことから、相当な内容であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改訂することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬額を決定するものであること、公正・透明性を確保するため社長及び独立社外取締役を構成員とする指名報酬委員会の答申を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役（3名選任の件）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続により消費者マインドは慎重な動きとなり、個人消費には一部に足踏み感がみられました。世界経済においては、米国の金融政策動向や中国経済の減速懸念などを背景に不透明感が継続しており、我が国経済に影響を及ぼす要因となっております。また、金融資本市場の変動や中東情勢などの地政学的リスクも引き続き懸念されており、国内外の経済情勢の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような経済環境のもと、当社グループは“Eye Performance”をビジョンに掲げ、視力矯正器具に留まらず、メガネをファッションアイテムとして、さらには人間の可能性を拡張するツールとして、新しい価値の提示を通じて、社会や暮らしに必要とされるブランドを目指し、取り組みを進めてまいりました。

商品施策につきましては、レンズ以外の全てのパーツをラバーのみで成型した「Galileo（ガリレオ）」、人気セレクトショップ「UNITED ARROWS」との2025年秋冬新作アイウェアコレクション、トータルメイクアップブランド「MAQuillage（マキアージュ）」と共同企画した「Zoff SMART with MAQuillage」、 “軽い、強い、美しい”を兼ね備えたチタン素材フレーム「Intelligence metal TITAN」等、積極的な新商品の展開に取り組んでまいりました。

広告展開につきましては、Snow Manのメンバーとして、また俳優としても活躍する目黒蓮をグローバルブランドアンバサダーに迎え、TVCM「Zoff meets 目黒蓮 SUNCUT Glasses」篇を全国規模で放映し、UVカット率100%を特徴とする「SUNCUT Glasses」シリーズの認知拡大を図りました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度における店舗数は、国内332店舗（全て子会社である株式会社ゾフが運営）、海外20店舗（全てフランチャイズ加盟店、香港17店舗、シンガポール3店舗）となりました。

なお、当社はHorus HD株式会社及びHorus株式会社（以下「Horus HDグループ」という。）の株式を2025年10月1日に取得しておりますが、企業結合会計基準等に基づき、そのみなし取得日を2025年12月31日として連結会計処理を行っております。このため、当連結会計年度においては、Horus HDグループの連結はみなし取得日における貸借対照表のみを反映しており、損益計算書にはHorus HDグループの業績は含まれておりません。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は50,151百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益は5,990百万円（同19.5%増）、経常利益は5,979百万円（同22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,119百万円（同17.2%増）となりました。

(2) 資金調達等の状況

①資金調達の状況

当連結会計年度において、Horus HD 株式会社及び Horus 株式会社の株式の取得を含む完全子会社化に要する資金に充当することを目的として、金融機関より180億円の借入による資金調達を行いました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,350百万円であり、主要なものは、新規出店や店舗の改装等に係る費用であります。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月1日付で、Horus HD株式会社の発行済株式の100%を取得し、同社を100%出資子会社といたしました。

当社は、2025年10月1日付で、Horus株式会社の発行済株式の12.6%を取得いたしました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2022年12月期)	第31期 (2023年12月期)	第32期 (2024年12月期)	第33期 (2025年12月期)
売上高 (百万円)	35,885	39,875	44,845	50,151
経常利益 (百万円)	2,664	3,427	4,878	5,979
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,266	2,562	3,515	4,119
1株当たり当期純利益 (円)	41.81	119.61	151.31	134.62
総資産 (百万円)	18,151	20,070	34,842	62,952
純資産 (百万円)	4,116	6,374	23,058	25,966
1株当たり純資産 (円)	192.18	297.58	753.55	848.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 当社は2024年4月23日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが今後対処すべき課題として認識している事項は次のとおりです。

①既存店増収率の向上

既存店の売上をさらに向上させるために、デザイン性、機能性、安全性に優れた当社独自のコンテンツ商品の開発に注力してまいります。また、コラボレーション商品や新機能商品の開発により、他社との差別化を明確にできるよう、努めてまいります。

②サングラス市場の拡大

日本ではサングラスのネガティブなイメージが先行してきたこともあり、これまでサングラス市場が大きな拡大を見せることはありませんでした。当社は、このイメージを商品・マーケティング面からくつがえし、増加する紫外線量という社会課題に対するソリューションとして、サングラスの普及拡大に努めてまいります。

③戦略的な出店

当社グループの出店余地は未だ多く残っていると考えており、今後も能動的かつ戦略的な新規出店を行ってまいります。

④DX化・EC事業の加速

今後、労働人口の減少が見受けられる中で、店舗・本社のあらゆる業務でデジタル技術を活用することで、単調な作業を減らし生産的な仕事に注力できるようにしてまいります。

EC戦略では、自社ECの認知度や機能向上に継続的に投資するとともに、購買客数と購買回数の増加を目指してまいります。

⑤店舗運営の効率化

店舗運営効率化のために、パート・アルバイトの活用やオペレーションマニュアルの改善等により生産性の向上を行ってまいります。

⑥海外事業の推進

海外事業については、香港・シンガポールを中心に、事業環境に応じた最適な運営体制の検討を進めております。市場環境の変化を注視しつつ、柔軟な事業展開を検討してまいります。

⑦内部管理体制の強化

各種業務の標準化と効率化によって事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、適切かつ効率的な業務運営を遂行するために業務フローやコンプライアンス等を周知徹底し、内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、眼鏡及びコンタクトレンズを含む眼鏡関連商材の企画及び小売販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2025年12月31日現在)

①主要な営業所

本社：東京都港区北青山3-6-1

【国内事業】

地域別直営店舗数

地域名	店舗数	地域名	店舗数
北海道	13	近畿	85
東北	24	中国・四国	26
関東	299	九州・沖縄	50
北陸・甲信越・東海	134	合計	631

(注) 主として株式会社メガネスーパーが当期において連結子会社となったことにより、直営店舗数が増加しております。

【海外事業】

子会社名	所在地
INTERMESTIC SINGAPORE PTE. LTD.	20 Anson Road, #11-01 Twenty Anson, Singapore 079912
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED	Room1,005,10/F.,Tower2,Silvercord, 30CantonRoad,TsimShaTsui,Kowloon, Hong Kong

②従業員の状況 (2025年12月31日現在)

【企業集団の従業員の状況】

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
3,347 (1,599)	1,523 (338) 増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
 2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員 (契約社員及びアルバイト) の年間平均雇用人員数であります。
 3. 従業員数の増加の主な理由は、株式会社メガネスーパーが当期において連結子会社となったことによるものです。

【当社の従業員状況】

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
185 (21)	30増 (1減)	39.5歳	7.5年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、当社子会社への出向者を含みます。
 2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（契約社員及びアルバイト）の年間平均雇用人員数であります。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員、契約社員）より算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係
 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゾフ	100百万円	100.0%	眼鏡及びコンタクトレンズ含む眼鏡関連商材の販売
Horus HD株式会社	50百万円	100.0%	持株会社としての子会社管理・経営指導
Horus株式会社	50百万円	100.0%	
株式会社ビジョナリーホールディングス	10百万円	100.0%	
株式会社メガネスーパー	100百万円	100.0%	眼鏡及びコンタクトレンズ含む眼鏡関連商材の販売
株式会社VISIONISE	2百万円	100.0%	眼鏡及び眼鏡小物の販売
株式会社VisionWedge	10百万円	100.0%	コンタクトレンズの販売
INTERMESTIC HONG KONG LIMITED	31,652,375HKD	100.0%	眼鏡及び眼鏡小物の販売
INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD.	776,210SGD	100.0%	

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	18,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(2025年12月31日現在)

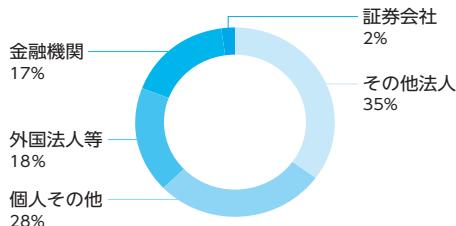
(1) 発行可能株式総数 122,400,000株

(2) 発行済株式の総数 30,600,000株

(3) 株主数 6,855名

(4) 大株主（持株比率の上位10位の大株主の状況）

所有者別株式の状況



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社レイ・ボストン	10,710,000	35.00
上野 博史	3,279,900	10.71
上野 剛史	2,514,900	8.21
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,739,500	5.68
MSIP CLIENT SECURITIES	1,408,291	4.60
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,323,151	4.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,161,200	3.79
野村信託銀行株式会社 (投信口)	790,100	2.58
RE FUND 107-CLIENT AC	597,400	1.95
日本証券金融株式会社	575,600	1.88

(注) 所有者別株式の状況の割合は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権
発行決議の日	2024年4月23日
新株予約権の数	135個
保有人数	
取締役（社外取締役を除く）	1名
社外取締役	0名
監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 13,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みを要しない
新株予約権の行使価額	金664円
新株予約権の行使期間	2026年4月24日から2034年4月23日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は、次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了その他の正当な理由があると当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合、当社の取締役会）が認めた場合、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者は、当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合、当社の取締役会）が認めた場合、当社の普通株式が日本国内又は国外のいずれかの証券取引所に上場していなくても、他の行使条件に従い、本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ⑤ その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野 博史	株式会社ゾフ 代表取締役社長 株式会社ルイ・ボストン 取締役
取締役会長	上野 照博	株式会社ゾフ 取締役会長 株式会社ルイ・ボストン 代表取締役
取締役	香川 雅哉	グローバルMD本部・商売管理本部・店舗開発部 管掌 株式会社ゾフ 取締役COO
社外取締役	遠藤 和宏	公智法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社ノース・リバー 監査役 株式会社ジャパン・カレント（現 Alexe株式会社） 監査役 藤田医科大学 客員教授 株式会社Art Republic 監査役 エンジン01文化戦略会議 監査役 株式会社秋元康事務所 監査役
社外取締役	長谷川 仁	株式会社ゾフ 取締役 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ シニアアドバイザー 株式会社TBSテレビ アドバイザー
常勤監査役	甲斐 秀道	株式会社ゾフ 監査役
常勤監査役	阿部 絵美麻	宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所 弁護士 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 e-Janネットワークス株式会社 社外取締役 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役（監査等委員）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外監査役	栗原 章	栗原公認会計士事務所 代表 ベース株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社パリュウゴルフ 監査役 有限会社K2コンサルティング 代表取締役
社外監査役	小林 康恵	増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 一般財団法人日本国土開発未来研究財団 理事 SBIアラプロモ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役遠藤和宏氏及び長谷川仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部絵美麻氏、栗原章氏及び小林康恵氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役遠藤和宏氏及び長谷川仁氏、監査役阿部絵美麻氏、栗原章氏及び小林康恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役甲斐秀道氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役栗原章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	高田 大輔	海外事業本部長、ITデジタル推進部、店舗開発部 管掌 株式会社ゾフ 取締役 INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD. Director	2025年3月27日
取締役	大畑 栄一	SCM本部 管掌 INTERMESTIC HONG KONG LIMITED Director INTERMESTIC SINGAPORE PTE.LTD. Director	2025年3月27日
社外取締役	御簾納 美紀	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. 加盟店事業部門 副社長	2025年7月31日

- (注) 社外取締役である御簾納美紀氏は、2025年7月31日に当社社外取締役を辞任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因

となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社を含む、過去、現在又は将来における取締役、監査役、執行役員及び従業員（職務の遂行に関して管理監督及び指揮命令を行う者に限る。）であり、その保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含む。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会による答申に基づき、当社取締役会決議にて定めております。当社の「取締役の報酬等に関する決定方針」（以下「決定方針」という。）の概要は以下のとおりであります。

また、当事業年度の取締役の個人の報酬等の内容は、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を最大限に尊重していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

取締役及び執行役員の報酬等は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績及び企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすること、また、個々の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

【報酬の構成】

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期的な業績に連動する報酬としての「業績連動賞与」により構成されており、その割合は8：2を基本としております。また、基本報酬、業績連動賞与とは別に、非金銭報酬である「株式報酬」として当社の株式又は新株予約権を支給する場合があります。
- ・ 社外取締役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

【報酬の額又はその算定方法】

- ・「基本報酬」の額は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境、世間一般及びベンチマーク企業の役員報酬水準等を総合的に勘案のうえ、その支給額を決定します。
- ・「業績連動賞与」の額は、原則として基本報酬の20%の額をその基準額とし、最終的な支給金額は、所定の支給額算出式（各事業年度において定める当社の連結当期純利益の目標額の達成状況に応じた支給率と基準額を乗じた金額）をもって決定します。
- ・「株式報酬」として当社の株式又は新株予約権を支給する場合には、取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境等を総合的に勘案のうえ、当社の株主総会及び取締役会の承認によりその支給する株式数等を決定します。

【業績連動報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由】

業績連動報酬は、取締役の報酬及び業績との連動をより明確にし、業績向上へのインセンティブを高める観点から、当該事業年度の連結当期純利益を連動指標としております。

【報酬等の支給時期】

- ・「基本報酬」は、毎月当社所定の期日に支給します。
- ・「業績連動賞与」は、年度業績が確定し、その支給金額が確定した後、当社所定の期日に支給します。
- ・「株式報酬」を支給することとなった場合には、株主総会及び取締役会にて、支給する株式数及び支給時期について別途決定します。

【報酬の決定方法に関する事項】

- ・取締役及び執行役員の個別の報酬等の額は、指名報酬委員会にて報酬案を策定し、同委員会での審議を行い、同委員会からの答申の内容を最大限尊重して、取締役会の決議をもって決定することとしております。
- ・監査役の報酬額については、それぞれの職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。
- ・なお、指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として社外取締役2名を含む3名で構成されており（その委員長は社外取締役としております。）、当社及び当社子会社の取締役、執行役員指名、報酬等に関する事項を諮問することで、かかる指名・報酬等の決定プロセスの客観性、説明責任の強化を図っております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第11回定時株主総会において、年額800百万円以内と決議しております。なお、当該決議に係る取締役は6名(うち社外取締役は0名)となります。
- ・ 監査役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。なお、当該決議に係る監査役は1名(うち社外監査役は0名)となります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	195 (26)	165 (26)	30 (-)	- (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	32 (17)	32 (17)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	12 (6)	227 (43)	197 (43)	30 (-)	- (-)

- (注) 1. 当事業年度末時点の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2025年3月27日に退任した取締役2名、2025年7月31日に辞任した社外取締役が1名含まれているためであります。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結当期純利益であり、上記に記載した業績連動報酬等の金額は、当事業年度の連結当期純利益の額(4,119百万円)に基づき所定の支給額算出式により算定し、引き当てた金額であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
社外取締役	遠藤 和宏	公智法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社ノース・リバー 監査役 株式会社ジャパン・カレント（現 Alexe株式会社） 監査役 藤田医科大学客員教授 株式会社Art Republic 監査役 エンジン01文化戦略会議 監査役 株式会社秋元康事務所監査役	特別な関係はありません。
	長谷川 仁	株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ シニアアドバイザー 株式会社TBSテレビ アドバイザー	特別な関係はありません。
		株式会社ゾフ 取締役	当社は、同社の完全親会社となります。
	御簾納 美紀	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. 加盟店事業部門 副社長	特別な関係はありません。
社外監査役	阿部 絵美麻	宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所 弁護士 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 e-Janネットワークス株式会社 社外取締役 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社社外取締役(監査等委員)	特別な関係はありません。
	栗原 章	栗原公認会計士事務所 代表 ベース株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社バリューゴルフ 監査役 有限会社K2コンサルティング 代表取締役	特別な関係はありません。
	小林 康恵	増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 一般財団法人日本国土開発未来研究財団 理事 SBIアラプロモ株式会社 監査役	特別な関係はありません。

(注) 社外取締役である御簾納美紀氏は、2025年7月31日に当社社外取締役を辞任しております。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	遠藤 和宏	取締役会 21回/21回中	取締役会において、弁護士として経営全般や法務、ガバナンスの専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。 また、任意の諮問機関となる指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	長谷川 仁	取締役会 21回/21回中	取締役会において、経営全般やコンテンツビジネスに係る専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社の商品価値の強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。 また、任意の諮問機関となる指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	御簾納 美紀	取締役会 8回/13回中	取締役会において、経営全般や営業・マーケティングの専門的見地から適宜意見・提言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場から当社の営業・マーケティングの強化及び企業価値の向上に寄与いただいております。
社外監査役	阿部 絵美麻	取締役会 21回/21回中 監査役会 13回/13回中	取締役会及び監査役会において、弁護士として法律・ガバナンスに関する専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	栗原 章	取締役会 21回/21回中 監査役会 13回/13回中	取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	小林 康恵	取締役会 21回/21回中 監査役会 13回/13回中	取締役会及び監査役会において、弁護士として企業法務、知的財産権に関する専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 社外取締役である御簾納美紀氏は、2025年7月31日に当社社外取締役を辞任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要資料を入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切と判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。当社の内部統制システムの基本方針として2023年3月22日開催の取締役会にて決議した内容は、以下のとおりであります。

1. 当社及びその子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. Mission、Vision、Valueを定め、当社及びその子会社の取締役及び従業員（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図ります。
 - b. 当社グループは、役職員が法令・定款及び当社グループの理念を遵守した行動をとるために、当社グループに適用されるリスク・コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを定めており、役職員はこれらを遵守する義務を負う。
 - c. 当社グループの役職員が、コンプライアンスに関する正しい知識を習得し、日常業務におけるコンプライアンス実践に役立てるため、定期的な研修を行い、受講を徹底します。
 - d. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも四半期に1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行います。
 - e. 当社グループに内部通報窓口を設置し、組織的又は個人的な関係法令、通達、定款、社内規程等及び社会一般の規範に違反する行為等の相談又は通報を受け、これらの早期発見と是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努めます。
 - f. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で対応します。
 - g. 当社に内部監査部門を設置し、当社における経営上の内部統制の有効性、業務の効率性や有効性、法令遵守等について内部監査を行い、当該内部監査結果について取締役会及び監査役に報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報（電磁的記録を含む。）を、文書管理規程その他の社内規程に基づいて、適切に保存及び管理します。
 - b. 取締役及び監査役が保存及び管理されている情報の閲覧を要請した場合、速やかにこれを閲覧できるように管理します。

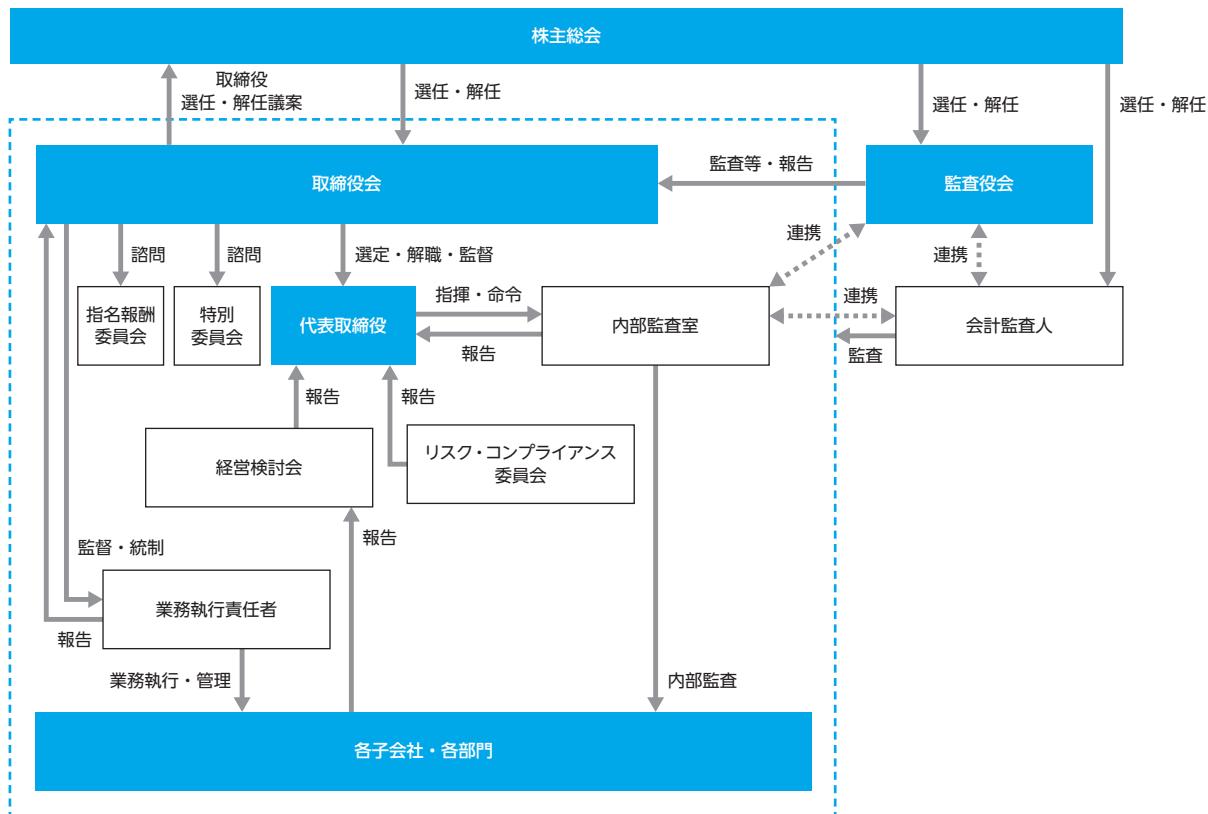
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスクを的確に把握し、リスクの大きさ、発生可能性、発生した場合の影響度等に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行います。
 - b. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも四半期に1回開催し、当社グループのリスクに関する事項の報告を受け、協議を行います。
 - c. 情報セキュリティリスクについて、定期的に管理部門管掌取締役が代表取締役に情報セキュリティの運用状況の報告を行い、その有効性や妥当性について確認します。
 - d. リスク・コンプライアンス規程及び災害対策マニュアルに基づき、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築及び運営に努めるとともに、危機発生時は当該規程に基づき、迅速な対応を行うことで損害の拡大防止・被害の最小化を図ります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、活発な意見交換及び機動的な意思決定を行います。
 - b. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図ります。
 - c. 取締役会規程、組織規程及び職務権限規程により、役職員の職務分掌と権限を定め、当該規程に基づいて個々の職務執行を行います。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. グループ各社に対して、取締役と監査役を派遣し、グループ各社の取締役会への出席を通じて、グループ各社の役職員の職務執行状況の確認を行います。
 - b. 当社とグループ各社の関係各部署が連携し、両者間で情報共有を図るとともに、グループ各社の事業運営のサポートを行います。
 - c. コンプライアンス関係規程（反社会的勢力対応規程、内部通報に関する規程、リスク・コンプライアンス規程など）を当社グループにて定めており、当該規程に基づき、グループ各社においても当社と同等のコンプライアンス体制が構築、整備及び運用できるように努めます。
 - d. 当社の内部監査部門が、グループ各社に対して直接もしくは間接的に監査を実施し、その妥当性及び有効性を確認し、当該監査の結果について取締役会及び監査役会に報告します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役と協議のうえ、専任又は兼任の監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置きます。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の意見を聴取したうえ、これを尊重して行います。
 - b. 監査役スタッフの懲戒については、監査役会の同意を得てこれを行います。
8. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役からその職務の執行に当たり、監査役スタッフに対し指示があった場合、当該監査役スタッフは当該指示については監査役の指揮命令権に従い、取締役の指揮命令は受けないものとします。
 - b. 監査役スタッフが兼任の場合、当該兼務部署の上長及び取締役は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査役の要請に応じて協力を行います。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役は、監査役に対して、その職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告するほか、必要に応じて随時かつ遅滞なく報告します。
 - b. 当社グループの役職員が、監査役からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告します。
 - c. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に対し、直ちに報告します。
 - d. 当社グループの役職員から監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置し、これを周知徹底します。
10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報に関する規程において、内部通報制度を利用し通報した通報者に対して報復行為をしてはならない旨を規定し、当社グループの役職員に対して、当該規定内容を周知徹底します。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は、監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払います。

12. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役は、監査役と原則年1回、経営方針、当社グループを取り巻く重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行います。
 - b. 監査役は、定期的に会計監査人や当社の内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行います。
 - c. 監査役は、当社の内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行います。また、監査役は、当社の内部監査部門又はグループ会社の内部監査部門から内部監査結果等の報告を定期的に受け、必要に応じて当社の内部監査部門又はグループ会社の内部監査部門に調査を求め、又は指示等を行うことができます。
 - d. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができます。
 - e. 常勤監査役は、リスク・コンプライアンス委員会など当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社管理部門管掌取締役から当社グループのコンプライアンス体制の整備及び運用状況等について報告を受けます。
 - f. 当社の内部監査部門の人事異動、人事考課及び懲戒については、監査役会の意見を聴取したうえで、これを尊重して行います。

当社グループにおける、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

- ・取締役会は、「取締役会規程」その他社内規程に従い、当社の経営に関する方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また報告を受けております。
- ・当事業年度においては、毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を9回の合計21回開催しております。
- ・定例の経営検討会を原則毎週1回開催することとしており、「経営検討会規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務執行に関わる重要事項の審議を行っております。
- ・コンプライアンスへの理解を深め、「コンプライアンス・マニュアル」を遵守した健全な職務遂行を行う環境を整備するため、年1回当社グループの役職員に対して、個人情報保護、情報セキュリティ、反社会的勢力排除、インサイダー取引、ハラスメント等に関する各種コンプライアンス研修を実施しております。

②リスク管理体制について

- ・「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、当社グループのリスクの把握と適切な対応及び全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図っており、リスク及び事故・災害等管理体制並びにリスク報告ルート・緊急時対応体制を構築しております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に年4回開催し、リスク・コンプライアンス管理の全社的推進とリスク・コンプライアンス管理に必要な情報の共有を実施しております。
- ・「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社に対する管理を明確にするとともに、当該規程及び「取締役会規程」に基づき子会社の経営方針、経営管理及び事業運営に関する重要な事項等については、当社取締役会での決議又は報告を行っております。
- ・「内部通報に関する規程」を整備し、法令等違反行為等に関する社内の相談・通報窓口として、監査役へ直接相談、通報できる内容を周知しております。また、当該規程において、通報者及び相談者に対して不利益な取り扱いを行うことを禁ずる旨を規定し、周知しております。

③内部監査の実施について

- ・当社における内部監査部門として、代表取締役直轄の内部監査室及びシステム監査室を設置しております。
- ・内部監査部門は、内部監査計画に従い内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告したうえ、取締役会及び監査役会へ報告しております。また、改善が必要な事項についてはフォローアップ監査を実施することにより監査の実効性を確保しております。

④ 監査役の職務の執行について

- ・ 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
- ・ 監査役は、取締役会の他、経営検討会、リスク・コンプライアンス委員会等、当社の重要な会議に出席し、必要な報告を受けております。
- ・ 監査役は、代表取締役と年1回意見交換を行っており、監査上の重要課題等について意思疎通を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけ、経営基盤の強化並びに堅固な財務体質の構築を目指しております。

剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。また、内部留保につきましても、将来の営業範囲の拡大、事業展開に向けた設備投資等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましても、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

この方針に基づき、当事業年度の配当金につきましても、1株当たり44円00銭を検討させていただきます。

-
- (注) 1. 本文中に特別な記載がない限り、本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,052
現金及び預金	10,060
売掛金	3,068
商品	7,170
預け金	3,298
その他	1,530
貸倒引当金	△76
固定資産	37,900
有形固定資産	6,015
建物及び構築物	3,359
工具、器具及び備品	1,733
リース資産	675
建設仮勘定	29
その他	218
無形固定資産	24,917
のれん	23,865
ソフトウェア	986
その他	64
投資その他の資産	6,967
関係会社出資金	27
敷金及び保証金	4,803
繰延税金資産	1,984
その他	252
貸倒引当金	△100
資産合計	62,952

科目	金額
負債の部	
流動負債	34,612
買掛金	3,047
短期借入金	18,000
リース債務	272
未払金	4,693
未払費用	336
未払法人税等	1,731
賞与引当金	1,971
契約負債	3,676
預り金	157
その他	724
固定負債	2,373
リース債務	599
退職給付に係る負債	1,503
預り保証金	109
その他	161
負債合計	36,986
純資産の部	
株主資本	25,828
資本金	220
資本剰余金	10,240
利益剰余金	15,368
その他の包括利益累計額	137
繰延ヘッジ損益	8
為替換算調整勘定	129
純資産合計	25,966
負債・純資産合計	62,952

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		50,151
売上原価		11,680
売上総利益		38,470
販売費及び一般管理費		32,479
営業利益		5,990
営業外収益		
受取利息	75	
その他	7	82
営業外費用		
支払利息	85	
為替差損	7	
その他	0	94
経常利益		5,979
特別利益		
固定資産売却益	4	
店舗移転補償金	68	73
特別損失		
固定資産除却損	83	
減損損失	39	
その他	5	127
税金等調整前当期純利益		5,924
法人税、住民税及び事業税	2,233	
法人税等調整額	△427	1,805
当期純利益		4,119
親会社株主に帰属する当期純利益		4,119

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	220	10,240	12,479	22,939
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△1,230	△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	4,119	4,119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	2,889	2,889
当期末残高	220	10,240	15,368	25,828

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	118	118	23,058
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	4,119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8	10	18	18
当期変動額合計	8	10	18	2,908
当期末残高	8	129	137	25,966

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

9社

株式会社ゾフ

Horus HD株式会社

Horus株式会社

株式会社ビジョナリーホールディングス

株式会社メガネスーパー

株式会社VISIONISE

株式会社VisionWedge

INTERMESTIC HONG KONG LIMITED

INTERMESTIC SINGAPORE PTE. LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

ZOFF MALAYSIA SDN.BHD.

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社の名称

持分法を適用しない理由

ZOFF MALAYSIA SDN.BHD.

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当社は、2025年10月1日付でHorus HD株式会社及びHorus株式会社の株式を取得し、これら2社並びにHorus株式会社の子会社である他4社を連結の範囲に含めております。なお、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日とし、貸借対照表のみを連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券
 その他有価証券
 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産
 商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
 (リース資産を除く) 定率法
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物及び構築物	5～50年
工具、器具及び備品	4～20年
店舗資産は経済的使用可能期間を勘案した期間を耐用年数としております。	

② 無形固定資産
 (リース資産を除く) 定額法
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの主要な事業内容はメガネ小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、商品の販売に保証サービスを併せて提供する場合は、当該保証サービスを別個の履行義務として識別し、当該履行義務が保証期間において充足されることから、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。また、EC販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内における出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約について繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
建物及び構築物	28百万円
工具、器具及び備品	6百万円
その他	4百万円
減損損失	39百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、原則として、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。店舗の収益性の悪化や閉鎖等の意思決定により、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された事業計画を基礎として行われ、事業計画には将来の売上高、売上総利益率、人件費や家賃等の販売費及び一般管理費が含まれていますが、これらの中で、将来の収益予測が含まれる売上高を主要な仮定としています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
 のれん 23,865百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、Horus HD株式会社及びHorus株式会社の株式を取得し、連結子会社化しております。当該取得により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであり、当連結会計年度の決算では識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、当連結会計年度末時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

暫定的な会計処理の結果認識されたのれんは、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。株式の取得原価は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から算定された株式価値を基礎として決定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された事業計画を基礎として見積もっており、売上高を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該会計上の見積りについて、市場環境の変化といった外部要因等により影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,641百万円

2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	22,650百万円
借入実行残高	18,000百万円
差引未実行残高	4,650百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
日本	店舗設備	建物他	39
合計			39

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化がみられる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物及び構築物28百万円、工具、器具及び備品及びその他11百万円であります。なお、回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか大きい額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	30,600,000	－	－	30,600,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	－	－	－	－

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,230	40.20	2024年12月31日	2025年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,346	44.00	2025年12月31日	2026年3月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,201,100 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。また資金調達については、銀行からの借入れ及びファイナンス・リースにより実施しております。デリバティブ取引は、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とする為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、各管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建債権債務の一部については、為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしており、通貨別に為替の変動リスクを把握し、そのリスクの程度に応じて随時決済方法を検討し、実施しております。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引の基本方針や範囲、運用管理体制等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	4,803	4,292	△510
資産計	4,803	4,292	△510
リース債務(流動負債及び固定負債)	872	842	△29
負債計	872	842	△29
デリバティブ取引計	12	12	－

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「契約負債」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 2. 「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。
 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。
 4. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	27

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	12	－	12
資産計	－	12	－	12

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	4,292	－	4,292
資産計	－	4,292	－	4,292
リース債務(流動負債及び固定負債)	－	842	－	842
負債計	－	842	－	842

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の償還予定時期に基づき、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（流動負債及び固定負債）

元利金の合計額を、同様の新規リース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内事業	海外事業	
小売	49,216	－	49,216
卸売	－	725	725
その他	36	172	208
顧客との契約から生じる収益	49,253	898	50,151
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	49,253	898	50,151

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,047
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,068
契約負債（期首残高）	1,240
契約負債（期末残高）	3,676

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」に含めております。契約負債は、主に顧客に引渡した時点で収益を認識するメガネ販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は顧客に商品を引渡すことにより履行義務は充足され、履行義務充足時に収益へと振替えられます。契約負債の期首残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	848円58銭
2. 1株当たり当期純利益	134円62銭

(その他の注記)

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Horus HD株式会社
Horus株式会社

事業の内容 メガネ、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器の販売

② 企業結合を行った主な理由

今回、当社が株式を取得したHorus HDグループ（以下「対象会社グループ」という。）は、「メガネスーパー」を主ブランドとしてメガネ及びコンタクト小売店を全国299店舗（2025年12月末現在）を展開しております。一方、当社グループは、「Zoff」ブランドのメガネ小売店を全国332店舗（2025年12月末現在）展開しております。当社グループに対象会社グループを迎え入れることにより、店舗数600店舗を超えるメガネ小売企業が誕生します。対象会社グループはコンタクトレンズの販売に強く力を入れており、グループの売上高においてもメガネ売上高をコンタクトレンズ売上高（EC売上高含む）が上回っています。かつ、コンタクトレンズの顧客は若年層が多く、当社の顧客層との重なりが大きいことから、本株式取得によるクロスセルなどのシナジーが見込めるものと判断し、本件を決定いたしました。

③ 企業結合日

株式取得日 : 2025年10月1日

みなし取得日: 2025年12月31日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

(Horus株式会社については、Horus HD株式会社を通じて保有する議決権を含む)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年12月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	20,001百万円
取得原価		20,001

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 30百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

23,865百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積り、合理的な期間で均等償却する予定であります。なお、償却期間については、現在算定中であります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	9,395百万円
固定資産	9,085
資産合計	18,481
流動負債	6,294
固定負債	11,665
負債合計	17,959

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	28,630百万円
営業利益	1,564

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,949
現金及び預金	5,140
売掛金	2,393
商品	1,612
前払費用	625
関係会社短期貸付金	50
その他	128
固定資産	39,373
有形固定資産	75
建物	48
工具、器具及び備品	13
リース資産	13
無形固定資産	705
商標権	18
ソフトウェア	686
その他	0
投資その他の資産	38,592
関係会社株式	20,244
関係会社出資金	93
関係会社長期貸付金	17,850
敷金及び保証金	250
繰延税金資産	267
その他	33
貸倒引当金	△148
資産合計	49,322

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,593
買掛金	1,051
短期借入金	18,000
リース債務	4
未払金	1,397
未払費用	29
未払法人税等	1,603
賞与引当金	235
役員賞与引当金	38
預り金	5
その他	227
固定負債	46
預り保証金	15
リース債務	10
その他	20
負債合計	22,639
純資産の部	
株主資本	26,674
資本金	220
資本剰余金	10,240
資本準備金	150
その他資本剰余金	10,090
利益剰余金	16,214
その他利益剰余金	16,214
繰越利益剰余金	16,214
評価・換算差額等	8
繰延ヘッジ損益	8
純資産合計	26,682
負債・純資産合計	49,322

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,140
売上原価		6,794
売上総利益		13,346
販売費及び一般管理費		7,170
営業利益		6,175
営業外収益		
受取利息	144	
受取業務委託料	233	
為替差益	2	
その他	1	381
営業外費用		
支払利息	76	76
経常利益		6,481
特別利益		
貸倒引当金戻入額	65	65
特別損失		
その他	0	0
税引前当期純利益		6,546
法人税、住民税及び事業税	2,181	
法人税等調整額	△39	2,141
当期純利益		4,404

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	220	150	10,090	10,240
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	220	150	10,090	10,240

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	13,039	13,039	23,500	-	-	23,500
当期変動額						
剰余金の配当	△1,230	△1,230	△1,230	-	-	△1,230
当期純利益	4,404	4,404	4,404	-	-	4,404
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	8	8	8
当期変動額合計	3,174	3,174	3,174	8	8	3,182
当期末残高	16,214	16,214	26,674	8	8	26,682

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- | | | | | | |
|---|--|----|-------|-----------|-------|
| <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> 子会社株式及び関連会社株式</p> <p> その他有価証券</p> <p> 市場価格のない株式等</p> <p>棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p> 商品</p> | <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> | | | | |
| <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産
 (リース資産を除く)</p> <p>② 無形固定資産
 (リース資産を除く)</p> <p>③ リース資産</p> | <p>定率法</p> <p>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">5～50年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">4～20年</td> </tr> </table> <p>定額法</p> <p>ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> | 建物 | 5～50年 | 工具、器具及び備品 | 4～20年 |
| 建物 | 5～50年 | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 | | | | |
| <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>③ 役員賞与引当金</p> | <p>債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> | | | | |

4. 収益及び費用の計上基準

当社はフランチャイズ本部として主にグループ戦略の立案、ブランド管理及び商品の卸売を行っております。ブランド管理業務は、契約期間にわたり知的財産にアクセスできる権利を付与することで、ブランドの使用を許諾する義務を負っております。当該履行義務はフランチャイズ加盟店がブランドを使用し収益を計上するにつれて充足されることから、当該フランチャイズ加盟店の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

商品の卸売については、顧客に商品等を引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、卸売のうち一部の取引については、第三者による財又はサービスの提供の手配を行う代理人としての業務を行っており、第三者から顧客へ財又はサービスが提供された時に完了し、顧客から受け取る対価の額から当該第三者に支払う額を控除した手数料の金額を収益として認識しております。

また、当該商品の卸売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約について繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(資産)

関係会社株式	20,244百万円
関係会社出資金	93百万円
関係会社短期貸付金	50百万円
関係会社長期貸付金	17,850百万円
貸倒引当金	148百万円

(特別利益)

貸倒引当金戻入額	65百万円
----------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格のない株式及び出資金であり、財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失として計上しております。

また、関係会社に対する債権については、事業計画、実際の財政状態を勘案し回収可能性を判断し、回収不能と見込んだ金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、関係会社株式及び関係会社出資金に対し追加の損失計上が必要となる可能性があり、貸倒引当金については、追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 333百万円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	21,550百万円
借入実行残高	18,000百万円
差引未実行残高	3,550百万円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,489百万円

② 短期金銭債務 228百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	20,104百万円
営業費用	462百万円
営業取引以外の取引	345百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税否認額	79百万円
棚卸資産評価損	5百万円
減価償却超過額	30百万円
賞与引当金	71百万円
敷金及び保証金	32百万円
貸倒引当金	46百万円
関係会社出資金	147百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	427百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△156百万円
評価性引当額小計	△156百万円
繰延税金資産合計	271百万円
(繰延税金負債)	
為替予約	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円
繰延税金資産純額(△は負債)	267百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)4	科 目	期末残高
子会社	株式会社 ゾフ	所有 直接100	商品の供給等 役員の兼任 資金の援助	商品の卸売 (注)1	11,819	売掛金	2,356
				ロイヤリティ 収入等 (注)1	7,993		
				資金の貸付 (注)2	2,300	関係会社 長期貸付金	7,834
				利息の受取 (注)2	71		
子会社	Horus 株式会社	所有 直接12.6 間接87.4	資金の援助	資金の貸付 (注)2	9,389	関係会社 長期貸付金	9,389
				利息の受取 (注)2	37		
子会社	HorusHD 株式会社	所有 直接100	資金の援助 債務被保証	債務被保証 (注)3	18,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の卸売、ロイヤリティ等の受取の取引条件はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
 2. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。
 3. 当社の銀行取引に対して債務保証等を受けております。なお保証料の支払いは行っておりません。
 4. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	871円99銭
2. 1株当たり当期純利益	143円94銭

(その他の注記)

(企業結合等関係)

「連結注記表(その他の注記)(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社インターメスティック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターメスティックの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターメスティック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社インターメスティック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターメスティックの2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社インターメスティック 監査役会

常勤監査役	甲 斐 秀 道	印
常勤監査役 (社外監査役)	阿 部 絵美麻	印
社外監査役	栗 原 章	印
社外監査役	小 林 康 恵	印

以 上



交通のご案内

東京メトロ ○銀座線 ○半蔵門線 ○千代田線

表参道駅 B5出口 直結

※車いす、ベビーカーでご来館のお客様は、A1出口のエレベーターをご利用ください。